

## 1 計画の位置付けおよび期間

### (1)計画の位置付け

- ・「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」(令和7年6月18日公布)に基づく、本県の「業務量管理・健康確保措置実施計画」
- ・「第4期 福井県教育振興基本計画」(期間:令和7年度～令和11年度)の方向性を踏まえ、その中で示した学校業務改善の取組みを再整理し、県全体の「計画」として策定

### (2)期間 令和8年度～令和11年度(4年間)

## 2 計画の具体的な施策(概要)

教職員の働きがいと働きやすさを高め、風通しのよい職場をつくり、チャレンジする教職員を応援することにより、教職員が心身にゆとりをもち、子どもたちと向き合う時間を確保できるようにすることを目指す

### (1)「ふくい教育」の魅力発信

- 方向性**
- ・教員の創意工夫を顕彰し、努力が認められる環境で自己肯定感とやりがいを高める
  - ・子どもの学びや教職の魅力積極的に発信し、県民理解を広げ、教職志望者の増加を図る

#### ①教職員の挑戦や創意工夫の応援

- ・教職員の創意工夫を顕彰する「ふくい教育チャレンジアワード」を実施
  - ・教育実践や研究成果を発表し、教員同士で学び合う「ふくい教育フォーラム」を開催
  - ・子どもの学習意欲を引き出し、優れた授業を行う教員を「授業名人」として任命
  - ・教職員グループが行う自主的な研究活動を支援
- など

#### ②教職員の魅力発信

- ・学校現場の声を業務改善に活かすため、県内で「ふくい教育ミライ会議」「GGKみらいカフェ」等を開催
  - ・専任スタッフ(教職魅力発信ディレクター)の配置やSNS活用により、教職の魅力や教員と子どもの生き生きした学びを発信
  - ・学生・保護者向けWEBセミナーや授業名人の公開講座、大学訪問等を通じ教員志望者への魅力発信強化
- など

### (2)教職員一人ひとりを大切にする「働き方改革」の推進

#### 方向性

- ・業務の簡素化と改革を進め、教員がゆとりを持って子どもと向き合える環境を整える
- ・教員や支援人材の確保・活用を進め、学校現場の負担軽減と体制強化を図る
- ・風通しの良い組織づくりや成長支援により、安心して教育に専念できる職場を実現する

#### ①教員およびサポート人材の確保、新たな人材の活用

- ・小学校の教科担任制や低学年生活支援員の配置拡充、小中の生徒指導担当教師の配置を推進
  - ・産育休代替教職員の事前配置拡充により男性教員等の育休取得を促進
  - ・学校運営支援員・部活動指導員など外部人材活用や学校経営アドバイザー、教育人材コーディネーターの配置等により教員負担を軽減
  - ・大学生への説明会や中高生対象の「ジュニア先生ワークショップ」の開催により教員志望者を拡大
- など

#### ②学校現場における業務の適正化・効率化

- ・「学校・教師が担う業務3分類」に基づく学校行事等の業務精選と適正化を推進
  - ・校務支援システム導入や生成AI活用促進により効果的な校務DXを推進
  - ・部活動地域展開やPTA活動等の精選、業務改善事例共有による一層の負担軽減
- など

#### ③教育DXのさらなる推進

- ・デジタル教材など自学用ソフトの活用と端末更新により教育DXによる「学びの変革」を推進
  - ・Wi-Fiの範囲拡張やネットワークのフルクラウド化、生成AI利用環境整備等によりICT活用高度化を促進
  - ・校務支援システム、生成AI、デジタル採点の活用促進、ICT支援員等により教職員サポートを強化
- など

#### ④チームワーク重視の風通しの良い職場づくり

- ・時代の変化を見越した授業や行事等、若手教員の意見を反映した学校経営改革を推進
  - ・チーム担任制導入による業務負担の分散化や学校経営アドバイザーの配置によるチームマネジメントを推進
  - ・学校だけでは対応困難な事案に対して、スクールロイヤーの法的助言および弁護士の代理対応など、専門家による支援を拡充
- など

#### ⑤教職員の資質・向上

- ・新たな教育知見を取り入れる管理職向け学校改革研修を実施
  - ・教職経験段階に応じた基本研修と教育課題に対応した体系的研修を実施
  - ・教職大学院派遣や産業界連携を通じた教員の能力育成を推進
- など

#### ⑥教職員の健康サポート

- ・定期検診・再検査やストレスチェックの確実な実施、および高ストレス者に対して医師との面接指導を推奨
  - ・年次休暇取得の促進や長時間勤務職員への面談等により教職員の健康管理を強化
  - ・メンタルケア相談員によるメンタル不調者への早期対応と継続的サポートを推進
- など

## 3 「学校と教師の業務の3分類」に係る施策

・文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」全19項目に係る県の施策を具体的に記載

### 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
  - ・県P・高P連等の連名文書により、保護者・地域へ登下校の見守りを依頼
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
  - ・探究学習サポート企業の認定や県庁サポーター、地域探究コーディネーターによる探究学習への支援
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
  - ・スクールロイヤー等の外部専門機関と連携し、トラブル対策支援を充実

### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答、学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
  - ・校務支援システムを県立学校および市町立小中学校に導入
- ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
  - ・県立学校にICT活用全般を支援するICT支援員を配置
- 部活動の地域展開
  - ・部活動において単独で指導できる部活動指導員を配置
  - ・持続可能な中学生のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、中学校部活動の地域展開に取り組む市町を支援

### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価や成績処理
  - ・小学校教科担任制の配置拡充やチーム担任制の導入による担任業務の負担軽減
  - ・低学年生活支援員や特別支援講師を配置
  - ・デジタルドリルや生成AI、デジタル採点の活用を促進
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
  - ・校内サポートルームを小中学校に設置
  - ・支援が必要な児童生徒・家庭に対応するためのSC・SSWを配置

# 福井県

# 学校業務

# 改善計画 (案)

令和8年 月

福井県教育委員会





## 1. 趣旨

本県では、教職員の長時間勤務や業務の複雑化が課題となる中、平成31年2月に「福井県学校業務改善方針」を策定し、令和2年3月に改訂を行いました。在校等時間の把握や業務の整理・縮減、外部人材の活用、校務DXや部活動改革などに計画的に取り組み、学校現場の負担軽減と働き方改革を進めてきました。この結果、教職員の時間外在校等時間が大幅に減少するなど、勤務環境は大きく改善されました。一方、令和6年度から実施している教職員WEBアンケート等からは、依然として授業以外の業務負担や人手不足、長時間勤務といった課題が残っていることが明らかになっています。

この間、国においては、勤務時間の上限に関するガイドラインや、業務量の適切な管理および健康確保に関する指針、「学校と教師の業務の3分類」の整理・見直しなどを通じて、学校や教師が担う業務の在り方を見直し、教員が子どもと向き合う時間や授業準備の時間を確保することの重要性が改めて示されています。また、令和7年度からは、第4期の「福井県教育振興基本計画」がスタートし、「一人ひとりの個性が輝く、ふくい未来を担う人づくり ～子どもが主役の「夢と希望」「ふくい愛」を育む教育の推進～」を基本理念として、「教職員が力を発揮し続けられる学校づくり」や「持続可能な学校運営」が重視されています。

こうした国の動きとこれまでの本県における取組みの成果と課題、「第4期 福井県教育振興基本計画」の方向性を踏まえ、本県では、これまで「方針」として示してきた学校業務改善の考え方を発展させ、教職員の業務量管理と健康確保に関する取組みを県全体の「計画」として整理することとし、国が示す「業務の3分類」の考え方も生かしながら、県としての考え方や具体的な支援の方向性を明らかにしました。今後、県において本計画を着実に実施することにより、教職員の働きがいと働きやすさを高め、時間外在校等時間の縮減を図っていきます。また、業務の在り方の見直しを重ねて計画に反映することにより、子どもと向き合う時間や授業準備の時間を確保し、「子どもが主役の教育」を進めていきます。

なお、本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年6月18日公布）に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」に該当するものです。

## **2. 国の働き方改革の取組み**

### **(1)学校における働き方改革の出発点**

国が学校の働き方改革に本格的に取り組むようになったきっかけは、教員勤務実態調査などで教職員の長時間勤務が常態化していることが明らかになったことにあります。授業準備の時間が限られ、子どもたちと丁寧に関わる時間が十分に確保しづらい現状も見えてきました。

こうした背景を踏まえ、平成29年8月に中央教育審議会で「学校における働き方改革に係る緊急提言」が取りまとめられ、教員が健康でやりがいをもって働き、授業や授業準備に時間をかけられるようにするため、学校の業務や働き方を見直す必要が示されました。

### **(2)勤務時間上限ガイドラインの策定**

勤務時間の管理を具体的に進めていくためには、時間外勤務について全国共通の基準を示すことが必要となりました。この課題に対応するため、平成31年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(文部科学省)が通知され、月45時間・年360時間という勤務時間の上限が国として初めて示されました。このガイドラインは、教育委員会や学校が勤務時間管理を見直す際の具体的な目安となりました。

### **(3)業務量管理の指針と校務DX・部活動改革**

業務量と健康の両面を踏まえて働き方改革を進めるため、教育委員会としての基本的な方向を示す共通の指針が求められるようになりました。このため、令和2年1月に「教育職員の業務量の適切な管理および健康確保に関する指針」(文部科学省)が告示され、業務量の状況把握や勤務時間管理の考え方、業務の整理・縮減に取り組む際の視点が整理されました。

併せて、令和4年7月の「校務DX推進に関する通知」(文部科学省)、令和5年6月の「部活動の地域移行ガイドラインの策定について」(文部科学省)により、校務のデジタル化や部活動の地域移行を通じて、学校業務の効率化と地域との役割分担を進めていく方向性が示されました。

#### **(4)持続可能な学校体制と法制度の整備**

教員のなり手不足や子ども・家庭を取り巻く課題の複雑化が進む中で、これまでの学校と教員の努力だけに頼るのではなく、学校の体制を見直す必要性が高まってきました。こうした状況を受け、令和6年8月には中央教育審議会で「持続可能な学校指導・運営体制に関する答申」がまとめられ、教員が中核的な役割に専念できるよう、組織体制の見直しや外部人材の活用、地域との連携の在り方などが示されました。

さらに、令和7年6月の「公立学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正の公布について」、同年9月の「業務量の適切な管理・健康および福祉の確保を図る指針の改正」や「改正法施行に伴う関係政令の整備について」（いずれも文部科学省）により、業務量の管理と健康確保に関する取組みを法令面から支える枠組みが整えられてきました。

### 3. 県の働き方改革の取組み

#### **(1)国に先駆けた働き方改革の基盤整備(平成28年度～令和5年度)**

本県では、教職員の長時間勤務や業務の複雑化が課題となる中で、国に先駆けて勤務時間や業務量の見直しを進めてきました。平成28年度から全教職員の在校等時間を把握し、時間外勤務が多い教職員への面談などにより、勤務時間管理の改善に取り組んできました。

こうした状況や教員勤務実態調査の結果を踏まえ、県では、平成31年2月に「福井県学校業務改善方針」を策定し、教職員の業務改善と働き方改革の基本的な方向を示しました。その後、令和元年には給特法の一部改正（令和元年法律第72号）が行われ、令和2年1月には業務量管理に関する国の指針が告示（文部科学省）されました。

また、令和2年度には「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、在校等時間の上限管理や健康確保に関する県教育委員会の役割を明確にしました。これらの方針・規則は、その後に策定された「第3期 福井県教育振興基本計画」と連動し、教職員が専門性を発揮できる環境づくりの基盤となってきました。

#### **(2)外部人材活用・部活動改革・教育DXの推進**

制度面の整備と並行して、教職員の負担を軽くする取組みも進めてきました。平成28年度からは事務作業などを補助する学校運営支援員を配置し、平成29年度からは部活動指導員の配置を開始するなど、外部人材の活用を進めてきました。また、部活動休養日の設定や部活動数の見直しに加え、複数の教員や部活動指導員で負担を分け合い、教員が部活動の時間に校務や授業準備に充てられる時間の確保を図ってきました。

I C Tの面では、平成29年度に県立学校向けの統合型校務支援システムを整備し運用を開始しました。併せて、市町の小中学校についても、県内でシステムを統一する方向で校務支援システムの導入を支援し、成績処理、児童生徒情報の管理など校務の効率化を図ってきました。令和4年度以降は、1人1台端末やデジタル教材、デジタル採点システム、オンライン会議等の活用を進め、教員の負担軽減と教育の質の向上を目指しました。

さらに、令和4年度から業務改善検討委員会を設置し、勤務実態調査の結果や学校現場の取組状況を踏まえながら、業務の見直しや外部人材・DX教育の効果的な活用方策について検討し、県全体としての業務改善の方向性を整理しました。

こうした様々な取組みにより、教職員の時間外在校等時間は大幅に減少し、勤務状況は大きく改善されました。

#### 【各年度 時間外在校等時間月80時間以上勤務者の延べ人数】

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
9,999人	5,281人	3,744人	1,012人	542人	320人

#### (3)令和6年度:現場の声をもとにした改善

令和6年度には、業務改善の共通テーマとして「子どもと向き合う時間」と「教職員のウェルビーイング」を掲げ、授業づくりと働き方の両面から見直す取組みの方向性を示しました。併せて、県立学校における校務支援システムや教職員用端末の更新など、業務改善につながる環境整備も進めました。また、人手不足の緩和に向けて、教員免許を取得しながら教職に就いていない方を対象とした説明会を開催しました。

8月には教職員WEBアンケートを実施し、「働く喜び」「働きがい」「働きやすさ」などの状況を把握しました。結果は「ふくい教育ミライレポート」として整理し、仕事のやりがいは児童生徒の成長の実感や感動の共有などにあり、働きやすさを妨げている主な要因は授業以外の業務負担や人手不足、長時間勤務などにあることが分かりました。

さらに県内各地で開催した「ふくい教育ミライ会議」では、若手教員や管理職、専門スタッフなど多様な立場の関係者と意見交換を行い、子どもの学びを支えながら働きがいと働きやすさを両立させるために必要な取組みについて、今後の方向を整理しました。こうした成果を踏まえ、「第4期 福井県教育振興基本計画」では、教職員の働きがいと働きやすさの両立を働き方改革の柱として位置付けました。

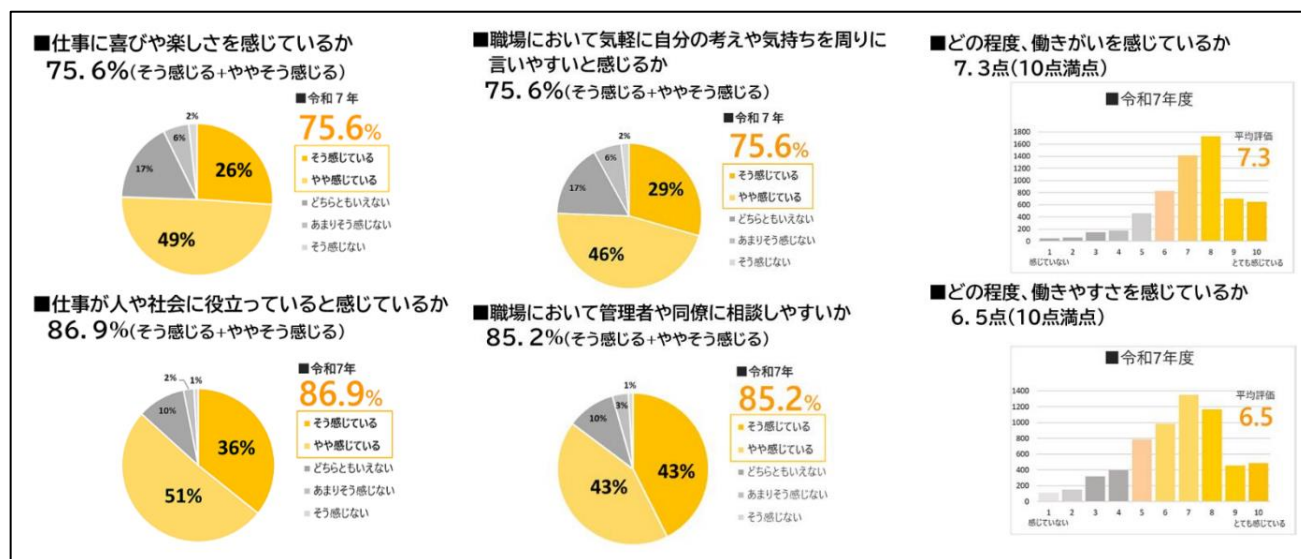
#### (4)令和7年度:学校マネジメント強化と職場づくり

令和7年度には、「第4期 福井県教育振興基本計画」が掲げる「教職員が力を発揮し続けられる学校づくり」「持続可能な学校運営」の考え方を踏まえ、チームで進める学校運営と「風通しのよい職場づくり」に重点的に取り組みました。

令和7年度も教職員WEBアンケートを実施し、令和6年度との比較ができる形で、「働く喜び」「働きがい」「働きやすさ」に加え、「自分の考えや気持ちを言いやすいか」「管理職や同僚に相談しやすいか」といった項目を設けました。ミライレポートでは、多くの教職員が仕事の喜びや社会への貢献を実感していること、相談しやすい職場ほど「働きがい」働きやすさが高いことなどが示され、日常的な声かけや意見交換を大切にする「風通しのよい職場づくり」の方向性を改めて確認しました。

また、学校を支える人材の層を厚くするため、新たな人材配置として「教職魅力発信ディレクター」、「学校経営アドバイザー」、「教育人材コーディネーター」を配置しました。さらに、県PTA連合会・県高等学校PTA連合会との連名文書により、登下校の見守りや学校行事の運営などについて家庭・地域との役割分担と協力を呼びかけ、学校・家庭・地域が一体となって教職員の働き方改革を支える体制づくりを進めました。

## 【令和7年度教員WEBアンケートの結果】(回答教職員数:6196人)



## 4. 計画の期間

令和8(2025)年度から令和 11(2029)年度までの4年間

(「第4期 福井県教育振興基本計画」(期間:R7~11)の終期までとする)

## 5. 具体的な施策について

本県は、教職員の働きがいと働きやすさを高め、風通しのよい職場をつくり、チャレンジする教職員を応援することにより、教職員が心身にゆとりをもち、子どもたちと向き合う時間を確保できるようにすることを目指しています。これまで整理してきた国・県の動向や現状、「第4期 福井県教育振興基本計画」との整合を踏まえ、引き続き「教職員一人ひとりを大切にする働き方改革」を推進します。

本計画においては、「第4期 福井県教育振興基本計画」の「方針4 基本となる環境づくり」に示す「1. 『ふくい教育』の魅力発信」と「2. 教職員一人ひとりを大切にする『働き方改革』の推進」の内容を基本として、今後進める具体的な取組みの方向性を示すとともに、県、市町教育委員会、学校、家庭・地域が役割分担しながら、教職員が力を発揮し続けられる環境づくりを進めていきます。

## (1)「ふくいの教育」の魅力発信

### 【県の方向性】

- 教職員の優れた創意工夫を顕彰するなど、教員の頑張りが学校の内外から評価される環境づくりに取り組み、教員の自己肯定感とやりがいを高めます
- 子どもたちの成長を一番近くで感じることでできる教職の魅力や、子どもたちの「今の学びの様子」等を積極的に発信し、県民への理解促進や教職を目指す人材の増加につなげます

### 【主な施策】

#### ①教職員の挑戦や創意工夫の応援

- ・教職員の創意工夫を顕彰する「ふくい教育チャレンジアワード」を実施
- ・教育実践や研究成果を発表し、教員同士で学び合う「ふくい教育フォーラム」を開催
- ・子どもの学習意欲を引き出し、優れた授業を行う教員を「授業名人」として任命
- ・教職員グループが行う自主的な研究活動にかかる経費を支援
- ・「文科大臣優秀教職員表彰」「ふくい優秀教職員表彰」により、教育実践等に顕著な成果を上げた個人や組織を顕彰 など

#### ②教職の魅力発信

- ・学校現場の声を集めて業務改善に活かすため、県内各地で「ふくい教育ミライ会議」「GKみらいカフェ」等を開催
- ・専任スタッフ（教職魅力発信ディレクター）の配置やSNSの活用等により、教職の魅力や、教員と子どもたちの生き生きとした学びの姿を発信
- ・学生・保護者向けのWEBセミナーや授業名人の公開講座、県内外の大学への訪問・説明会の実施等により、教員志望者向けの魅力発信を充実 など



ふくい教育ミライ会議



ふくい教育チャレンジアワード

## (2)教職員一人ひとりを大切にする「働き方改革」の推進

### 【県の方向性】

- 教員が心身ともにゆとりを持って子どもと向き合えるよう、さらなる学校業務の簡素化や改善を進め、働きがいと働きやすさを両立する「働き方改革」を推進します
- 教員・サポート人材の確保の推進や、新たな人材の活用・配置等により、教職員の負担軽減を図ります
- 教員が周りの理解や支援を得ながら、安心して教育活動に専念できるよう、自由に意見を言い合える風通しの良い職場づくりや、個々の教員に負担や責任が集中しない組織づくりを推進します
- 授業改善や働き方改革等に積極的に取り組めるよう、教職員の資質・能力の向上や心身の健康管理に取り組みます

### 【主な施策】

#### ① 教員およびサポート人材の確保、新たな人材の活用

- ・ 小学校における教科担任制の整備や低学年生活支援員の配置拡充、小・中学校における生徒指導担当教師の配置を推進
- ・ 「産育休等代替教職員」の事前配置の配置拡充により男性教員等の育休取得を促進
- ・ 学校運営支援員や部活動指導員等の外部人材活用、学校業務の課題に対して助言できる人材（学校経営アドバイザー）の配置等により、教員の負担を軽減
- ・ 教員免許状を取得したが教職には従事していない人材等、「教育人材コーディネーター」が新たな人材を確保
- ・ 大学生への説明会や中高生を対象にした「ジュニア先生ワークショップ」の開催により教員志望者を拡大 など

#### ② 学校現場における業務の適正化・効率化

- ・ 「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、学校行事等の業務精選を推進
- ・ 校務支援システム導入や生成AIの実践的な活用の促進等、校務DXの推進
- ・ 中学校部活動地域展開、研修・調査やPTA活動等の精選等を推進し負担軽減
- ・ 「ふくいの教育ミライレポート（働き方改革）」「GGK（学校業務改善）ニュース」で各学校の業務改善の事例を共有 など

### ③教育DXのさらなる推進

- ・デジタル教材など授業用・自学用ソフトの活用を徹底し、教育DXによる「学びの改革」を推進
- ・基金の運営等により、小・中・高校のタブレット端末を円滑に更新
- ・県立学校等のWi-Fiの範囲拡張や情報ネットワークのフルクラウド化、生成AI等の利用環境整備等により、ICT活用の利便性向上や教職員の働き方改革を推進
- ・学校教育DX推進協議会を通じて市町と連携し教育DXの課題解決を推進
- ・校務支援システム、生成AI、デジタル採点の活用促進と教育用クラウドシステムの機能拡充
- ・ICT支援員やヘルプデスクによる支援、研修等の実施により教職員のサポート強化  
など

### ④チームワーク重視の風通しの良い職場づくり

- ・時代の変化を見越した授業や行事等、若手教員の意見を反映した学校経営改革の推進
- ・チーム担任制の導入等により業務負担の分散化を図り、柔軟な働き方を推進
- ・「学校経営アドバイザー」の配置等により、チームマネジメントを推進
- ・学校だけでは対応困難な事案に対して、スクールロイヤーの法的助言および弁護士の代理対応など、専門家による支援を拡充
- ・いじめ・不登校等に家庭・地域・専門機関等が連携した「チーム学校」で対応
- ・勤務時間シフト制の導入等、勤務形態に合わせた柔軟な働き方の推進
- ・小中学校および県立学校において、SC・SSWの配置拡充、教員の理解や連携を深める研修等を充実  
など

### ⑤教職員の資質・能力の向上

- ・新たな教育の知見等について学ぶ、管理職向け学校改革研修を実施
- ・若手・中堅・ベテランに至るまで、教職経験ごとの基本研修、本県の教育課題や最新の教育動向等に応じた研修を実施
- ・教職大学院への教員派遣等、県内大学と連携した教員の能力育成を推進
- ・産業界と協力し、教員が企業のマネジメントや人材育成方法を学ぶ機会を充実
- ・「福井県学校業務改善方針」に基づき勤務状況を把握し、教育課程の改善等を実施
- ・特別支援学校において医療・福祉等の専門研修を充実し、教員の専門性を向上  
など

## ⑥教職員の健康サポート

- ・ 定期検診の確実な実施および再検査対象者への受診を推奨
- ・ 心身の健康維持のため、年次休暇の取得を促進
- ・ 長時間勤務職員を対象とした所属長との面談および医師との面接指導を実施
- ・ ストレスチェックの確実な実施および高ストレス者を対象とした医師との面接指導を推奨
- ・ メンタルケア相談員を設置し、メンタル不調者への早期対応、継続サポートを推進
- ・ 教職員のメンタルヘルス相談体制の充実に向けた公立学校共済組合との連携強化

など



校務支援システム活用の様子



地域移行により新たな地域クラブ活動で  
大会出場

## 6. 「学校と教師の業務の3分類」に係る施策について

文部科学省による「業務の3分類」は、平成31年1月の中央教育審議会答申で整理された枠組みで、「学校以外が担うべき業務」など業務の役割分担を明確にするために示されました。令和7年8月には、最近の課題や現場の状況を踏まえ、3分類の名称や具体例が見直され、保護者からの過剰な苦情・不当な要求への対応などについても考え方が整理されています。県としては、この3分類を踏まえて、県としての支援の方向性を明らかにしていきます。

### 学校と教師の業務の3分類

➢ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➢ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

#### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築


#### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

#### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

出典:文部科学省『学校と教師の業務の3分類』[https://www.mext.go.jp/content/20250926-mxt\\_syoto01-000045031\\_06.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250926-mxt_syoto01-000045031_06.pdf)

### (1)学校以外が担うべき業務

#### ○ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

##### 【県の施策】

- ・ 県PTA連合会・県高等学校PTA連合会連名による文書により、保護者・地域に登下校時の見守り等を依頼
- ・ 地域や家庭、警察、道路管理者等が連携し、通学路の合同点検や地域のボランティア団体等による見守り活動を実施

##### 【市町の取組み例】

- ・ 家庭・地域・学校協議会や学校だより等により、地域へ見守り活動等を依頼 など

○ 放課後から夜間における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

(「3 分類」②関係)

【市町の取組み例】

- ・教育委員会や愛護センターによる放課後や夜間の見回り活動を実施 など

○ 学校徴収金の徴収・管理(「3 分類」③関係)

【県の施策】

- ・県立学校において集金システムを更新し、集金業務の負担軽減・電子化を推進

【市町の取組み例】

- ・学校給食費、教材費、修学旅行費等の学校徴収金について、教育委員会や首長部局が担う公会計化への移行を検討 など

○ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等(「3 分類」④関係)

【県の施策】

- ・「ふくい探究学習サポート企業」の認定、「県庁探究学習サポーター」の配置等により、探究学習におけるマッチング支援
- ・地域の企業や自治体をつなぐ「地域探究コーディネーター」を配置し、県立学校の探究学習を推進
- ・プロ人材高校において、地域企業とのコンソーシアムなどを設立し、産業教育を支援

【市町の取組み例】

- ・地域コーディネーターを配置し、地域の個人や団体と連絡・調整を実施
- ・ふるさと学習等で学校に協力する人材を教育委員会等で集約・派遣 など

○ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

【県の施策】

(「3 分類」⑤関係)

- ・県PTA連合会・県高等学校PTA連合会との連名による文書により、過度な個別対応を求めないよう保護者や地域に依頼
- ・学校と保護者の良好な関係づくりのためのガイドラインを作成
- ・スクールロイヤー等の外部専門機関と連携し、学校外におけるトラブル対策を充実
- ・弁護士等の外部講師による適切な保護者対応のための研修を実施

【市町の取組み例】

- ・担当者一人に負担が集中しないようチーム学校での対応や、顧問弁護士への速やかな相談体制を構築 など

## (2)教師以外が積極的に参加すべき業務

### ○ 調査・統計等への回答、学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理(「3 分類」⑥⑦関係)

#### 【県の施策】

- ・生徒の学籍・成績や教職員の勤務等を管理する校務支援システムを県立学校および市町立小中学校に導入
- ・県教委からの調査において、アンケート自動集計アプリ等を積極的に活用

#### 【市町の取組み例】

- ・児童生徒の学籍・成績や教職員の勤務等を一元的に管理する校務支援システムを導入
- ・欠席連絡やお便り配布等の家庭とのやりとりを行う保護者連絡アプリを活用
- ・アンケート集計やホームページの作成・管理を行う学校運営支援員を配置  など

### ○ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(「3 分類」⑧関係)

#### 【県の施策】

- ・県立学校にICT活用全般を支援するICT支援員を配置
- ・システム運用に関するヘルプデスクによる問い合わせ対応を実施

#### 【市町の取組み例】

- ・ICT機器の活用や教材作成を支援するICT支援員等を配置
- ・ICT機器やネットワーク設備の更新・保守・管理を業者に委託  など

### ○ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理、校舎の開錠・施錠(「3 分類」⑨⑩関係)

#### 【県の施策】

- ・県立学校において、校舎や体育館等の学校施設の開錠・施錠を行う警備員を配置

#### 【市町の取組み例】

- ・プール管理や水泳指導を民間企業に外部委託
- ・体育館等の施設・整備の管理等を民間企業に外部委託  など

### ○ 児童生徒の休み時間における安全への配慮(「3 分類」⑪関係)

#### 【市町の取組み例】

- ・市町雇用の支援員、学校運営支援員による、休み時間における見守り等を実施

など

○ 校内清掃(「3分類」⑫関係)

【市町の取組み例】

- ・校時表の見直しおよび清掃の回数・場所の検討を実施
- ・窓ふき、ワックス掛け、校地内除草など外部委託やボランティア活動へ移行 など

○ 部活動(「3分類」⑬関係)

【県の施策】

- ・部活動において単独で指導できる部活動指導員を配置
- ・持続可能な中学生のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、中学校部活動の地域展開に取り組む市町を支援
- ・学校部活動および地域クラブ活動のあり方、部活動改革の方向性を示す「部活動改革および地域クラブ活動の推進等に関する方針」を策定

【市町の取組み例】

- ・生徒が主体となって活動する様子を教員は安全確保のためにローテーションで見守る体制を構築
- ・学校や保護者、スポーツ・文化芸術団体等と協議し、地域の実情に応じた部活動の地域展開の取組みを実施 など

### (3)教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

#### ○ 給食の時間における対応(「3 分類」⑭関係)

##### 【市町の取組み例】

- ・市町雇用の学級サポーターおよび学校用務員による、配膳を含む給食指導の補助やワゴン運搬等を実施 など

#### ○ 授業準備、学習評価や成績処理(「3 分類」⑮⑯関係)

##### 【県の施策】

- ・教科の専門性を活かし、質の高い授業と教材研究の負担軽減を図るため、教科担任制を拡充
- ・複数の教員で児童生徒を多面的に理解し、授業準備や指導を効率化するため、チーム担任制を推進
- ・生徒情報・成績管理等の効率化を可能とする校務支援システムの全県展開
- ・小学校低学年児童の生活や学習を支援する低学年生活支援員や、気がかりな児童生徒を支援する特別支援講師等を配置
- ・デジタルドリル、生成 AI、デジタル採点等の実践的な活用を促進

##### 【市町の取組み例】

- ・学校運営支援員、市町雇用各種支援員等外部人材を配置
- ・教材や資料等を共有するため、授業支援アプリの「共有」機能を活用
- ・市町単独予算での外部人材の配置を拡充 など

#### ○ 学校行事の準備・運営(「3分類」⑰関係)

##### 【県の施策】

- ・教職員同士のコミュニケーションを大切にし、学校行事の精選・見直しを進めるよう、「ふくいの教育ミライレポート」等により周知
- ・学校行事の精選や地域行事との統合について理解を県PTA連合会・県高等学校PTA連合会との連名による文書により、保護者や地域に周知

##### 【市町の取組み例】

- ・学校行事の案内や申込をオンライン化し、ペーパーレス化により資料配布の負担を軽減
- ・ICT ツール(Google フォームやオンライン会議など)を活用し、情報共有や会議を手軽に行える仕組みを導入
- ・家庭・地域・学校協議会や学校だより等で地域・保護者へ学校行事への協力を依頼
- ・各学校でのPTA総会や役員会等で、学校行事への協力を依頼
- ・学校運営支援員による行事準備を実施 など

○ 進路指導の準備(「3分類」⑧関係)

【県の施策】

- ・高校入試に必要な情報を保護者がWEB上で入力し出願できるシステムを整備
- ・入試に関する書類(調査書)をデータで提出できるシステムを整備
- ・県立学校において、就職支援アドバイザーによる指導・助言体制を整備

【市町の取組み例】

- ・ICTを活用した生徒の主体的な活動によるキャリア学習を促進
- ・高校のオープンスクールや受験時の教員引率から保護者引率に移行  など

○ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑨関係)

【県の施策】

- ・校内サポートルームを小中学校に設置し、児童生徒が安心して過ごせる居場所を確保
- ・小学校低学年児童の生活や学習を支援する低学年生活支援員や、気がかりな児童生徒を支援する特別支援講師等を配置
- ・支援が必要な児童生徒・家庭に対応するためのSC・SSWを配置
- ・福祉や医療などの専門機関と学校の連携強化を図るため、相談窓口の情報を提供
- ・教職員チームと学校・家庭・地域の福祉機関等への連絡体制を強化し「チーム学校」での生徒指導を推進

【市町の取組み例】

- ・教育支援センターの設置など、学校以外で学習や相談ができる場所を確保することにより、学校復帰や社会的自立に向けた不登校支援を充実
- ・児童相談所、首長福祉部局等との連携  など

## 7. 目標

業務改善計画に基づき、教職員の働きがいと働きやすさを高めるとともに、働く喜びや楽しさを実感できる職場環境を整えます。併せて、時間外在校等時間の縮減を目指します。

	名称	現状[年次]	目標[2029]
1	仕事に喜びや楽しさを感じている教職員の割合	74.0% [2024]	80.0%
2	働きがいを感じている教職員の平均評価	7.2(10段階) [2024]	7.5(10段階)
3	働きやすさを感じている教職員の平均評価	6.7(10段階) [2024]	7.0(10段階)
4	年間における時間外勤務月 45 時間未満の教員延べ人数の割合	70.0% [2023]	80.0%
5	年間における時間外勤務時間の月平均	34時間17分 [2023]	30時間程度

※1～3は教職員対象 WEB アンケート、4・5は県出退勤調査より

## 8. 計画の進捗管理

教職員の働き方改革や業務改善の進捗状況について、総合教育会議、市町教育長会議、県立学校長会などで報告するとともに、県のホームページ等で公表します。併せて、進捗状況を分析し、次の業務改善につなげていきます。